

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融（以下「マネロン等」という。）対策を経営上の最重要課題と位置づけ、金庫全体で管理態勢を整備しマネロン等対策の実効性向上に取り組んでいます。このため当金庫では以下の措置を講じるとともに、子法人等においてもそれぞれのマネロン等リスクの状況に応じて、同様の措置を講じています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、経営陣は金庫全体で連携・協働してマネロン等リスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえた方針・規程の策定、またこれらの方針・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更にマネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・手続・計画等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫は、当金庫におけるマネロン等対策の統括責任者をコンプライアンス部担当役員とし、統括部署であるコンプライアンス部は、関係する本部各部や営業店等と連携を図りつつ、金庫全体でマネロン等対策に取り組めます。

また子法人のだいしんビジネスサービス株式会社におけるマネロン等対策をグループ全体で統合的に管理、監督するため、コンプライアンス部が主管部署となり子法人との対応、情報共有に取り組めます。また、グループ全体でマネロン等対策を実行するため、方針・手続・計画等を定め整合性を確保します。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面するマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。マネロン等に関するリスクが高い場合には、厳格な低減措置を講じる一方、リスクが低い場合には簡素化した低減措置を講じるなど、経営資源を効率的に配分し、金庫全体のリスクの低減を図ります。

4. 顧客の管理方針

当金庫は、適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告・相談、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した顧客や取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 法令上の措置

取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結、疑わしい取引の届出など、マネロン等対策に関する法令上の措置を適切に実施します。

7. 提携先・コルレス先の管理

当金庫は、提携先・コルレス先について十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、リスクに応じた適切な措置を実施します。また、営業実態のない架空銀行（シェルバンク）との関係は遮断するとともに、マネロン等対策が不十分な提携先に対しては対応策等の指導・支援を行い、提携先に起因するマネロン等リスクの極小化を図ります。

8. 役職員の育成

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深めるとともに役職員の意識向上を図り、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策

9. 実効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、統括部署であるコンプライアンス部をはじめ関係部署が連携・協働して営業店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めます。また、独立した内部監査部および検査部による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる改善に努めます。

10. 顧客からの理解促進と官民連携

当金庫は、顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。また、方針・手続・計画や進捗状況等に関し、金融当局や業界団体等のステークホルダーに対し、説明責任を果たしていきます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策 態勢図

(2024年4月22日現在)

